

「第 33 回国民文化祭・おおいた 2018」「第 18 回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」プレイベント及び応援事業募集要項

1 趣旨

平成 30 年度に本県で開催される「第 33 回国民文化祭・おおいた 2018」、「第 18 回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」の気運醸成を図るため、「第 33 回国民文化祭・おおいた 2018」「第 18 回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」プレイベント（以下「プレイベント」という。）及び相互に広報協力し、応援していただく「第 33 回国民文化祭・おおいた 2018」「第 18 回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」応援事業（以下「応援事業」という。）を募集します。

2 目的

「第 33 回国民文化祭・おおいた 2018」、「第 18 回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」の開催趣旨に賛同する大分県、県内市町村、大分県・県内市町村実行委員会、大分県・県内市町村実行委員会構成団体等が実施する事業について、プレイベント及び応援事業への参加を通じて、大分県国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の開催を周知し、開催気運の醸成を図ることを目的とします。

3 募集期間

【プレイベント】

平成 29 年 7 月 10 日（月）から平成 30 年 10 月 5 日（金）

【応援事業】

平成 29 年 7 月 10 日（月）から平成 30 年 11 月 23 日（金）

4 対象事業

【プレイベント】

プレイベントの対象となる事業は、「第 33 回国民文化祭・おおいた 2018」、「第 18 回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」の開催趣旨に賛同し、大分県国民文化祭・障害者芸術文化祭の開催に向け、幅広く事前周知を行い、開催気運の醸成を図るものであり、かつ、次の（1）、（2）を満たすものとします。

（1）実施期間

平成 29 年 7 月 10 日（月）～平成 30 年 10 月 5 日（金）

（2）主催者等

・大分県、県内市町村、大分県・県内市町村実行委員会、大分県・県内市町村

実行委員会構成団体等が実施する文化事業

- ・平成29年度芸術文化団体等育成事業助成金採択事業
- ・平成29年度県民芸術文化祭事業

【応援事業】

応援事業の対象となる事業は、「第33回国民文化祭・おおいた2018」、「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」の開催趣旨に賛同し、相互に広報協力することで、大分県国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の開催気運の醸成を図るとともに応援事業の盛り上げを図るものであり、かつ、次の(1)、(2)を満たすものとします。

(1) 実施期間

平成29年 7月10日(月)～平成30年12月31日(月)

(2) 主催者等

大分県内の地方公共団体、学校、企業、自治会、文化団体、各種団体、NPO法人、グループ、個人等が実施する文化事業

※ただし、国の機関又は地方公共団体の後援・共催を得ている、若しくは得る見込みがある事業については、文化事業に限らないものとします。

5 承認基準

「第33回国民文化祭・おおいた2018」、「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」の開催を広く周知する上で、効果的と認められる事業を、申請に基づきイベント又は応援事業として承認します。ただし、次のいずれかに該当する場合は承認しないものとします。

- (1) 個人、特定の営利業者が主催するもの、又は営利を目的とする行事であると認められるもの
- (2) 特定個人の売名等に利用するものであると認められるもの
- (3) 特定の目的をもった政治活動又は宗教活動であると認められるもの
- (4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が主催する行事等、公安又は風俗を害するおそれがあるもの
- (5) 一般の人に公開されないもの
- (6) その他適当でないと認められるもの

6 申請手続き

- (1) 主催者は、当該事業が実施される期日の遅くとも1か月前までに「イベント・応援事業参加申請書(様式1)」を県実行委員会へ提出するも

のとします。

- (2) プレイベント又は応援事業として参加を承認する場合は、申請を受理した日から2週間以内にその旨を通知します。
- (3) 参加を承認された事業においては、次の広報をしていただきます。
 - ア ポスター、パンフレット、チラシ等において、「第33回国民文化祭・おおいた2018」、「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」プレイベント又は応援事業の名義等を記述する。
 - イ ホームページ等において、「第33回国民文化祭・おおいた2018」、「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」の開催等に関する情報を掲載する。
 - ウ 当該事業開催会場において、「第33回国民文化祭・おおいた2018」、「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」の開催等に関する情報のアナウンスや大分県国民文化祭・障害者芸術文化祭の広報物（県実行委員会から提供）の展示等を行う。

7 承認によるメリット

- (1) 大分県実行委員会ホームページにプレイベント又は応援事業として掲載されます。
- (2) 参加を承認された事業においては、次の名義等が使用できます。

【プレイベント】

- ア 「第33回国民文化祭・おおいた2018」、「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」プレイベントの名義
- イ 「第33回国民文化祭・おおいた2018」、「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」のロゴマークデザイン
- ※ 「第33回国民文化祭・おおいた2018」、「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」のマスコットキャラクター「めじろん」のキャラクターデザイン（使用については、下記大分県ホームページから使用規程等をご覧ください。別途申請が必要となります。）

<http://www.pref.oita.jp/site/mejiron/borrowing.html>

【応援事業】

- ア 「第33回国民文化祭・おおいた2018」、「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」応援事業の名義
- イ 「第33回国民文化祭・おおいた2018」、「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」のロゴマークデザイン
- ※ 「第33回国民文化祭・おおいた2018」、「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」のマスコットキャラクター「めじろん」のキャラクターデザイン

サイン（使用については、下記大分県ホームページから使用規程等をご覧ください、別途申請が必要となります。）

<http://www.pref.oita.jp/site/mejiron/borrowing.html>

8 注意事項

主催者は、承認された事業について、次に掲げる事項を遵守していただきます。

- (1) 事業内容等を変更する場合は、速やかに申し出ること
- (2) 事業に要する経費は、すべて主催者の負担で行うこと
- (3) 事業実施に必要な許認可等は、主催者の責任で処理すること
- (4) 事故等が発生した場合は、主催者の責任で解決すること
- (5) 参加の承認後に、「5 承認基準」に反する事項がある又は上記(1)～(4)が遵守されないと県実行委員会が認めたときは、参加の承認を取り消す場合があります。

9 申請書提出先・お問い合わせ先

第33回国民文化祭大分県実行委員会事務局

第18回全国障害者芸術・文化祭実行委員会事務局

〒870-0037

大分県大分市東春日町 17-20 大分第2 ソフィアプラザビル 1階

TEL : 097-529-6283

FAX : 097-529-6287

E-mail : a19800@pref.oita.lg.jp